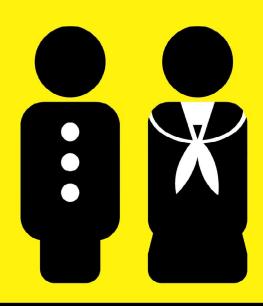
消費者トラブルや 悪質商法にご注意ください



新しいお部屋で新生活!「賃貸借契約」を理解して、トラブルを防ごう!!

住宅の賃貸借に関する消費者トラブルは、10~20歳代の若者にもみられます。特に、 親元を離れ、新たな生活を始める際に賃貸借の契約をすることが多く、トラブルになら ないよう注意が必要です。

住宅の賃貸借契約のトラブルの中では、「<mark>退去時に修繕費用として高額な費用を請求された」</mark>という相談が多くみられます。賃貸借契約は長期間にわたることも多く、賃貸住宅のキズや汚れなどを借主と貸主のどちらが修繕しなければならないのか、はっきりせずトラブルになることがあります。契約時、入居中、退去時と、それぞれトラブル防止のポイントがありますので、しっかりと確認しましょう。

住み始める時から、「いつか出ていく時」に備えておくことが大切です。

トラブルを防ぐためには、

- ・契約時には、契約書や物件の現状をよく確認!
- ・入居中のトラブルは、貸主側にすぐ相談!
- ・退去時には、精算内容をよく確認し、納得できない点は、貸主側に説明を求める。

困ったとき、
心配になったときは、 188

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口を ご案内し、消費生活相談の最初の一歩をお手伝いします



徳島県消費者情報センター

〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目5番地 アミコビル東館7階

TEL(相談受付):088-623-0110

ホームページはコチラ



https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/